

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年6月9日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

2 北 都 第 9 4 号

令和2年5月22日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和2年5月13日付け2北監第18号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜都市整備課＞

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

都市緑化推進事業補助金交付要綱で提出を受けるよう定めている書類の一部に不備があった。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、不備のあった書類について事業者より提出を受けました。今後、補助事業の事務処理を適正に行います。

2 北下第 109 号

令和 2 年 5 月 25 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 2 年 5 月 13 日付け 2 北監第 18 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜下水道課＞

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱で提出を受けるよう定めている書類の一部に不備があった。

(2) 庶務事務について

資源売却について、売却代金・数量の確認は正確性を確保する観点から複数名で行うこと。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、補助金申請者に対し、不備があった書類の是正を依頼し、再提出を求め差し替えをしました。

今後、適正な事務処理を行います。

(2) 指摘事項については、今後、複数名で確認するよう是正します。

3 【監査委員意見】

(1) 下水道使用料に係る滞納処分の執行停止について、より一層適切に管理していただきたい。

(2) 地図等について、公営企業会計移行後の適切な資産管理を検討していただきたい。

(3) 地図等の販売代金について、販売価格の設定根拠等が増刷等により変わるため、価格を決定した経緯が適切に引き継がれる形を検討していただきたい。

4 【措置状況】

(1) 下水道使用料に係る滞納処分の執行停止については、より一層適切に管理します。

(2) 地図等の性格を考慮し、関係部署と調整を図り適切な管理をします。

(3) 地図等の販売代金については、価格決定の際、その経緯について適切に引き継ぎます。